

入札説明書

社会福祉法人みなの福祉会
理事長 山中 展弘

社会福祉法人みなの福祉会 利用者送迎用車両の賃貸借契約に係る入札公告に基づく入札については、別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

平成 27 年 10 月 5 日（月）

2. 契約者

社会福祉法人みなの福祉会 理事長 山中 展弘

3. 担当窓口

社会福祉法人みなの福祉会 悠う湯ホーム 事務所

担当職員 やまなか 山中 章司、おおしま 大隅 徹

〒369-1625 埼玉県秩父郡皆野町下日野沢 3 9 0 6 - 3

電話 0494-62-5550 F A X 0494-62-1592

電子メール info@minano-fukushikai.jp

4. 概要等

(1) 調達案件

社会福祉法人みなの福祉会 利用者送迎用車両の賃貸借契約
悠う湯ホーム車両（軽自動車 車椅子搭載仕様）

(2) 仕様等

別添仕様書による

(3) 契約期間

平成 28 年 2 月 1 日から平成 33 年 1 月 31 日まで

(4) 納入場所

社会福祉法人みなの福祉会 悠う湯ホーム

〒369-1625 埼玉県秩父郡皆野町下日野沢 3 9 0 6 - 3

5. 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 商法の「株式会社」又は「有限会社」の法人格を有すること。

(2) 車両リース契約の実績があること。

(3) 納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。

(4) 次に示す経営不振の状態にないこと。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続を行ったとき。
 - ウ 商法（明治 32 年法律第 48 号）により会社の整理又は特別清算を開始したとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に第 2 条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはその他暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者でないこと。

6. 入札参加の手続

(1) 参加申込期間

平成 27 年 10 月 5 日（月）から同月 20 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 提出場所

3. に示す窓口

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式 1）

イ 参加資格を有することを証明する書類

①法人登記簿謄本（登記事項証明書）

※発行後 3 ヶ月以内のもの。写しも可とする。

②会社案内等

ウ 入札しようとする物品等が仕様書に適合することを確認できる書類

(4) 提出方法

提出場所への持参又は郵送による。郵送による場合は（1）の期間に必着のこと。

(5) その他

ア 入札参加資格の確認結果は、平成 27 年 10 月 20 日（火）までに、参加資格が認められなかった者にのみ通知する。

イ 仕様適合の確認結果は、平成 27 年 10 月 20 日（火）までに、仕様適合が認められなかった者にのみ通知する。

ウ 提出された書類等は返却しない。

7. 入札に関する質問と回答

(1) 入札説明書等入札関連書類について質問がある場合は、次に従い質問書（様式 2）を提出すること。

ア 提出期限

平成 27 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 30 分

イ 提出場所

3. に示す窓口

ウ 提出方法

書面の提出は、提出場所への持参、郵送、FAX 又は電子メールによる電送により行うこととする。郵送又は電送による者はアの期日に必着のこと。

- (2) (1) の質問に対する回答は、平成 27 年 10 月 23 日（金）午後 5 時までに、入札参加希望者すべてに FAX により通知する。
- (3) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については、回答しない。
- (4) 入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 入札方法等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成 27 年 10 月 29 日（木）午前 11 時

イ 場所

社会福祉法人みな福祉会 悠う湯ホーム 1 階会議室

〒369-1625 埼玉県秩父郡皆野町下日野沢 3 9 0 6 - 3

電話 0494-62-5550

- (2) 入札書（様式 3）の提出は持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。なお、入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。
- (3) 入札金額は、賃貸借料の月額とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封入の上入札担当職員の指示に従い入札箱に投入すること。
 - ア 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。
 - イ 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状（様式 4）を持参の上、代理人氏名及びその者の印
- (6) 一旦提出された入札書は、引換え、変更又は取消をすることはできない。
- (7) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すこととする。
 - ア 入札参加資格のない者が提出したもの。
 - イ 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。
 - ウ 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。
 - エ 入札件名に重大な誤りのあるもの。
 - オ その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。
- (8) 入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。
- (9) 開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当法人役員及び職員の立会いにより行う。

- (10) 入札場には、(9)に記載した者以外の者は立ち入ることはできない。
- (11) 入札者又はその代理人は、特別な事情のない限り、指示があるまで入札場を退場することはできない。
- (12) 落札者の決定は次の方法により行う。
- ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
 - ウ 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。なお、再入札の回数は1回とする。
 - エ 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了し、入札金額の最も低い者から順次随意契約の交渉を行う。随意契約の交渉における見積回数は2回を限度とする。
- (13) 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。

以上